

保育士養成課程における心理学領域科目が担うもの  
— 科目「保育の心理学」「子ども家庭支援の心理学」  
「子どもの理解と援助」から考える —

The Role of Psychological Subjects in Training Courses for Childcare Workers  
: Consideration from the Subjects “Psychology of Childcare”, “Psychology of  
Child and Family Support”, and “Understanding and Supporting Children”

日隈 美代子\*・中澤 幸子\*\*・柳生 明子\*\*\*  
HIGUMA Miyoko, NAKAZAWA Sachiko, & YAGYU Akiko

**Abstract**

Starting in the 2019 academic year, the curriculum for the childcare teacher training program was restructured and became a new program. Among them, “Psychology of Childcare I” and “Psychology of Childcare II” were restructured, and “Psychology of Childcare”, “Psychology of Child and Family Support”, and “Understanding and Support of Children” were established. Therefore the changes in psychology courses in the nursery school curriculum and the significance and relevance of these three subjects were examined, and what the role of psychology subjects. In conclusion, psychology can be an effective tool to bring a diversity of perspectives and deeper understanding in childcare practice, and shown that systematization of contents and collaboration between subjects is essential for the professional development of childcare workers.

**Key words:** Psychological subjects in training courses for childcare workers, psychology of childcare, psychology of child and family support, understanding and supporting children, professional development of childcare workers.

- I. はじめに：今回の保育士養成課程カリキュラム再編成の概略
- II. 今回の保育士養成科目見直しにおける心理学領域科目の再編成
- III. 養成課程における心理学領域科目の変遷
- IV. 科目「保育の心理学」「子ども家庭支援の心理学」「子どもの理解と援助」の関係性
- V. 心理学領域科目が担うもの
- VI. おわりに

---

\* 静岡産業大学経営学部 助教

\*\* 名寄市立大学保健福祉学部 准教授

\*\*\* 福岡こども短期大学こども教育学科 講師

## I. はじめに: 今回の保育士養成課程カリキュラム再編成の概略

保育所保育指針が2017年に改訂され、2019年度からは新しい保育所保育指針の下での保育が行われている。それに合わせ、2019年度入学生からは、指定保育士養成施設における保育士養成課程のカリキュラムが新課程となった。2011年度から旧カリキュラムによる養成が行われてきたが、保育をめぐる社会状況が大きく変化し、多様なニーズに合わせた保育が求められるようになってきた。そこで、より実践力のある保育士の養成に加えて幼保一元化の流れを汲み、保育士養成課程の学科目及びカリキュラムを再検討・再構成するに至ったのである。

厚生労働省保育士養成課程等検討会(2017a)は、保育士養成課程を構成する学科目の見直しの方向性として、以下の6観点を示している。

- (i) 乳児保育の充実
- (ii) 幼児教育を行う施設としての保育の実践
- (iii) 「養護」の視点を踏まえた実践力の向上
- (iv) 子どもの育ちや家庭への支援の充実
- (v) 社会的養護や障害児保育の充実
- (vi) 保育者としての資質・専門性の向上

実際のカリキュラム再編成においては、保育所だけでなく、保育士が勤務する多様な施設を念頭に置いた、0歳から18歳未満の子ども及び家庭や保護者への支援の実践と、保育の専門職としての継続的なキャリアアップも踏まえたものになっている。待機児童問題や、現場における保育士不足問題、子どもの貧困・虐待問題は、現代社会において早急に対策をしなければならない問題である。それら保育や子育てをめぐる問題に対して、保育士は最前線向き合わなければならない。そこで、社会情勢に合わせた実践力と専門性を向上させるために、学修内容の見直しとカリキュラムの再編成を行い、保育士養成における効率的かつ実践的な学びを再構成することとなっ

た。同時に、養成課程を構成する教科目全体の体系化・構造化を図っており、保育に関する基礎的事項の理解と、それらを踏まえた実践力の習得を目指した各教科目の位置付けや教科目間の関連性の明確化がなされ、体系化した学びが容易になった。

今回の再編成では、社会の情勢に合わせた見直しだけでなく、保育所が、幼稚園や認定こども園と同様の「幼児教育施設」であると示された<sup>1)</sup>ことも大きくかかわっている。教員養成課程を設置する学校においては、文部科学省が2018年に再課程認定を行い、2019年度入学生の教員養成課程から新課程となった。一方、保育現場では、保育所や幼稚園の幼保一元化が進められている。そのため保育士養成校では、保育士資格だけでなく同時に幼稚園教諭免許状も取得させ、保育教諭の養成を行っているところも多い。そこで、幼稚園教職課程の再課程認定のタイミングに合わせ、保育士養成課程のカリキュラム再編成がなされたのである。言い換えれば、保育所、幼稚園、認定こども園を、「幼児教育施設」と位置づけするとともに、それら園での保育のカリキュラムのみならず、養成課程における学びのカリキュラムを共通化することにより、幼保一元化のさらなる推進を目指したのである。

以上を受け、養成課程におけるカリキュラムの再編成が行われたのであるが、現代社会における保育をめぐる諸問題に対応できるだけの内容を取り入れたため、養成課程において修得すべき内容は増加した。しかしながら、教科目全体の体系化・構造化をしっかりと行ったことで、2年制の養成課程においても無理なく修得でき、4年制の養成課程においても養成校の特色を取り入れた専門性が高められるカリキュラム編成が実現した。

## II. 今回の保育士養成科目見直しにおける心理学領域科目の再編成

「保育の心理学」という科目が保育士養成

<sup>1)</sup> 今回同時改定された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育

要領」では、保育所も幼稚園も認定こども園も「幼児教育施設」であることが明示された。

課程のカリキュラムに設定されたのは、旧カリキュラムからである。旧カリキュラムは、2008年に保育所保育指針が初めて告示された<sup>2)</sup>ことを受け、2010年に養成課程が見直されたものであり、その時に「保育の心理学Ⅰ（講義2単位）」と「保育の心理学Ⅱ（演習1単位）」が設置されたのである。今回の養成課科目見直しによって、さらなる体系的な学びができるよう内容の精選が行われ、「保育の心理学（講義2単位）」「子ども家庭支援の心理学（講義2単位）」「子どもの理解と援助（演習1単位）」へと再編成され、2019年度入学生より適用されている。

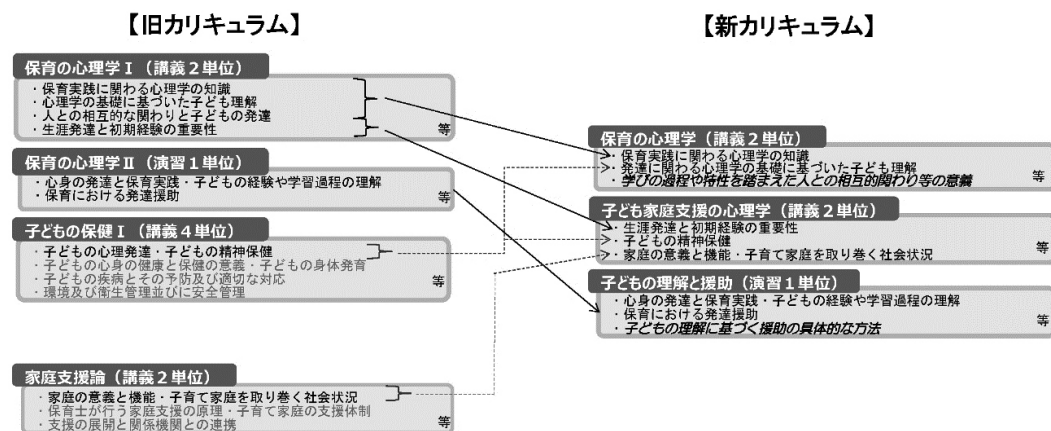
前項で述べた6つの保育士養成課程を構成する教科目の見直しの方向性については、厚生労働省保育士養成課程等検討会（2017a）が、「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」において、教科目を挙げて具体的に説明している。それによると、「(iii)「養護」の視点を踏まえた実践力の向上」において、心理学領域科目についての再構成や内容等の充実について解説されている。見直しの方向性のポイントは全部で3つ挙げられているが、

心理学領域科目にかかわるものとしては、以下の2点が挙げられている<sup>3)</sup>。

1つ目のポイントは、「子どもの発達、学びの過程や特性に関する内容を体系的に理解させるとともに、子どもと家庭に関して包括的に理解させる」ということである。具体的には、旧カリキュラムにおける教科目「保育の心理学Ⅰ」を、新カリキュラムでは「保育の心理学」と「子ども家庭支援の心理学」へ整理、再編することが示されている。

2つ目のポイントは、「子どもの理解とそれに基づく援助について、より実践的な力を習得させる」ということである。1つ目のポイントだけでは、実践的な学びができない。そこで、演習科目である「保育の心理学Ⅱ」の内容を中心として構成しなおし、演習科目「子どもの理解と援助」を新設した。

厚生労働省保育士養成課程等検討会（2017b）は、「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）（概要）」において、旧カリキュラム教科目から新カリキュラム教科目への再編成と、教科目の関連について図解している（図1）。それによれば、現行の保育士



※ 黒字ゴシックは教授内容の再編、丸ゴシック斜字は新たな教授内容（いずれも主なもの）を示している。

図1 保育士養成課程の見直しに伴う教授内容の再編等（主なもの）

（出典：厚生労働省保育士養成課程等検討会（2017b）「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）（概要）」より、筆者再構成）

2) 2008年の改定から厚生労働大臣による告示となり、保育所保育指針は保育所及び保育士が遵守すべき法令として示された。それまでの保育指針は、厚生省児童家庭局長通知もしくは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として示されてきた。

3) 「(iii)「養護」の視点を踏まえた実践力の向上」における見直しの方向性のポイントは全部で3つ挙げられているが、3つ目のポイントについては、教科目「子どもの健康と安全」についてであるため、ここでは言及しない。

養成課程における心理学領域科目は「保育の心理学」「子ども家庭支援の心理学」「子どもの理解と援助」の3科目であることが確認できる。

### 1. 講義科目「保育の心理学」

講義科目である「保育の心理学」は、旧カリキュラムの「保育の心理学Ⅰ」の内容を軸にするとともに、旧カリキュラムの「子どもの保健Ⅰ（講義4単位）」の内容の一部を加え、再編成された。教授内容は次のとおりである（文末のかっこ内は旧カリキュラムでの対応科目名である）。

- ・ 保育実践に関わる心理学の知識（保育の心理学Ⅰ）
- ・ 発達に関わる心理学の基礎に基づいた子ども理解（子どもの保健Ⅰ）
- ・ 学びの過程や特性を踏まえた人との相互的関わり等の意義（新規）

### 2. 講義科目「子ども家庭支援の心理学」

講義科目である「子ども家庭支援の心理学」は、旧カリキュラムの「保育の心理学Ⅰ」の内容を軸にするとともに、旧カリキュラムの「子どもの保健Ⅰ」と「家庭支援論（講義

表1 「保育の心理学」の目標と内容

【保育の対象の理解に関する科目】
<教科科目名> 保育の心理学（講義・2単位）
<目標> 1. 保育実践に関わる発達理論等の心理学的知識を踏まえ、発達を捉える視点について理解する。 2. 子どもの発達に関わる心理学の基礎を習得し、養護及び教育の一体性や発達に即した援助の基本となる子どもへの理解を深める。 3. 乳幼児期の子どもの学びの過程や特性について基礎的な知識を習得し、保育における人との相互的関わりや体験、環境の意義を理解する。
<内容> 1. 発達を捉える視点 (1) 子どもの発達を理解することの意義 (2) 子どもの発達と環境 (3) 発達理論と子ども観・保育観 2. 子どもの発達過程 (1) 社会情動的発達 (2) 身体的機能と運動機能の発達 (3) 認知の発達 (4) 言語の発達 3. 子どもの学びと保育 (1) 乳幼児期の学びに関する理論 (2) 乳幼児期の学びの過程と特性 (3) 乳幼児期の学びを支える保育

表2 「子ども家庭支援の心理学」の目標と内容

【保育の対象の理解に関する科目】
<教科科目名> 子ども家庭支援の心理学（講義・2単位）
<目標> 1. 生涯発達に関する心理学の基礎的な知識を習得し、初期経験の重要性、発達課題等について理解する。 2. 家族・家庭の意義や機能を理解するとともに、親子関係や家族関係等について発達の観点から理解し、子どもとその家庭を包括的に捉える視点を習得する。 3. 子育て家庭をめぐる現代の社会的状況と課題について理解する。 4. 子どもの精神保健とその課題について理解する。
<内容> 1. 生涯発達 (1) 乳幼児期から学童前期にかけての発達 (2) 学童後期から青年期にかけての発達 (3) 成人期・老年期における発達 2. 家族・家庭の理解 (1) 家族・家庭の意義と機能 (2) 親子関係・家族関係の理解 (3) 子育ての経験と親としての育ち 3. 子育て家庭に関する現状と課題 (1) 子育てを取り巻く社会的状況 (2) ライフコースと仕事・子育て (3) 多様な家庭とその理解 (4) 特別な配慮を要する家庭 4. 子どもの精神保健とその課題 (1) 子どもの生活・生育環境とその影響 (2) 子どもの心の健康に関わる問題

表3 「子どもの理解と援助」の目標と内容

【保育の対象の理解に関する科目】
<教科科目名> 子どもの理解と援助（演習・1単位）
<目標> 1. 保育実践において、実態に応じた子ども一人一人の心身の発達や学びを把握することの意義について理解する。 2. 子どもの体験や学びの過程において、子どもを理解する上での基本的な考え方を理解する。 3. 子どもを理解するための具体的な方法を理解する。 4. 子どもの理解に基づく保育士の援助や態度の基本について理解する。
<内容> 1. 子どもの実態に応じた発達や学びの把握 (1) 保育における子どもの理解の意義 (2) 子どもの理解に基づく養護及び教育の一体的展開 (3) 子どもに対する共感的理解と子どもとの関わり 2. 子どもを理解する視点 (1) 子どもの生活や遊び (2) 保育の人的環境としての保育者と子どもの発達 (3) 子ども相互の関わりと関係づくり (4) 集団における経験と育ち (5) 葛藤やつまずき (6) 保育の環境の理解と構成 (7) 環境の変化や移行 3. 子どもを理解する方法 (1) 観察 (2) 記録 (3) 省察・評価 (4) 職員間の対話 (5) 保護者との情報の共有 4. 子どもの理解に基づく発達援助 (1) 発達の課題に応じた援助と関わり (2) 特別な配慮を要する子どもの理解と援助 (3) 発達の連続性と就学への支援

2単位)」の内容の一部を加え、再編成された。教授内容は次のとおりである。

- ・生涯発達と初期経験の重要性（保育の心理学Ⅰ）
- ・子どもの精神保健（子どもの保健Ⅰ）
- ・家庭の意義と機能・子育て家庭を取り巻く社会状況（家庭支援論）

### 3. 演習科目「子どもの理解と援助」

演習科目である「子どもの理解と援助」は、旧カリキュラムの「保育の心理学Ⅱ」の内容を軸にするとともに、新規内容を加え、再構成された。教授内容は次のとおりである。

- ・心身の発達と保育実践・子どもの経験や学習過程の理解（保育の心理学Ⅱ）
- ・保育における発達援助（保育の心理学Ⅱ）
- ・子どもの理解に基づく援助の具体的方法（新規）

これら3科目の目標及び内容については、厚生労働省が、2019年に通知した「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」において、表1、表2、表3のように示している。

## Ⅲ. 養成課程における心理学領域科目の変遷

1948年に保母養成における学科目が厚生省によって示されてから今回まで、計7回の養成課程カリキュラムの見直し・変更が行われ、心理学領域科目も保育の変化に合わせて変化していった。そこで心理学領域科目の変遷を、関連する事柄とともに見ていくこととする。

### 1. 保母養成課程における学科目及び配当時間数の規定（1948年）

1947年に「児童福祉法」が施行され、第13条において保母が「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」であること、第

39条において保育所が「保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」であること、が明確に規定された。それを受けて、保育士養成課程は、1948年4月に厚生省児童局長通知として示された「保母養成施設の設置及運営に関する件」（児発第105号）において位置付けられ、制度の下に設置されることになった（岡本・矢藤・諏訪・光本，2003）。それまでは、保母資格に関する共通の養成カリキュラムが整備されていなかった<sup>4)</sup>のである（岡本他，2003）。この「保母養成施設の設置及運営に関する件」では、21の学科目及び総配当時間数1350時間<sup>5)</sup>、それに加えて実習があることが示された（厚生労働省雇用均等・児童家庭局，2009）。21の学科目のうち、心理学領域科目は2つあり、「教育学及び教育心理学」が40時間、「児童心理学及び精神衛生学」が150時間として設定された（厚生労働省雇用均等・児童家庭局，2009）。

### 2. 養成課程カリキュラム1回目の変更(1952年)

1952年3月には、1回目の養成課程カリキュラム見直しが行われた。ここでは、昭和27年厚生省告示第33号「保母養成所教育課程」を受けて、配当時間から単位制への切り替えが行われ、養成課程における総履修単位数が93単位以上と定められるとともに、実習については「総合実習」として20単位に設定された（岡本他，2003）。また、学科目を必修科目である甲類と、選択科目である乙類に分類し、そのうち「教育学及び教育心理学」は4単位、「児童心理学及び精神衛生学」は8単位として、どちらも甲類の必修科目として定められた（佐藤，2007）。この見直しに合わせて、同じく1952年には厚生省児童局が初めて「保育指針」を刊行している<sup>6)</sup>が、これは現在の保育

4) 保育の専門性が認識されておらず、小学校教員の資格で読み替えたり、実務経験を重視され、見習い制度的な養成が行われていたりした（立浪，2016）。また、法的に保母資格が定められたのは1926年の幼稚園令によってである（森合，2014）。

5) 「配当時間は、所長の定めるところ」と記されていた（待井，1980）。

6) これに先駆けて1948年には、文部省から「保育要領」が刊行されている（余公，2011）が、副題に「幼児教育の手引き」としており、保育所だけでなく幼稚園や家庭も含む、幼児教育の手引書であった。また1950年には厚生省児童局が「保育所運営要領」を策定、発刊しており、児童福祉施設としての保育所の独自性が示された。

指針とは違う性質のものであり、保育所保育だけでなく家庭、養護施設における保育について18歳までの児童を対象として述べられたものになっていた(余公, 2011)。

### 3. 養成課程カリキュラム2回目の変更(1962年)

1962年9月には、同年の児童福祉法の一部改正と、昭和37年厚生省告示第328号「保母養成所教育課程」を受けて、2回目の養成課程カリキュラム見直しが行われた。この改正の背景には、1952年のカリキュラム見直しによって単位数が多くなり、幼稚園教諭との並行養成が難しかったことに加え、短期大学の設置基準に準じて定めることで、教育内容の充実と保母の資質向上を図ることがあった(岡本他, 2003)。そこで、短大においても保母養成を容易にするために、保母資格取得までの総取得単位数を73単位以上に削減するとともに、それに合わせて、保育実習も20単位から10単位に削減された(佐藤, 2007)。また専門科目を6系列に分類整理するとともに、一般教育科目、体育を設置し、その一般教育科目の中に、「心理学」が設定された(佐藤, 2007)。専門科目は必修科目である甲類と選択科目である乙類に分けるとともに、選択科目に外国語を加えた(待井, 1980)。さらに、専門科目甲類だった「教育学及び教育心理学」は、甲類科目の「教育原理(講義4単位)」と乙類科目の「教育心理学(講義2単位)」へと分割再編成され、同じく甲類科目だった「児童心理学及び精神衛生学」は、甲類科目の「児童心理学(講義4単位)」と「精神衛生(講義2単位)」へと分割再編成されるとともに、乙類科目に「青年心理学(講義2単位)」が新しく設定された(待井, 1980)。

### 4. 保育所保育指針の策定(1965年)

現在の保育指針と同様のものが策定されるようになったのは、1965年からであり、それは厚生省児童家庭局が通知として発行した「保育所保育指針」である。この保育所保育指針は策定されたのち、1990年に改定されるまで使用されたものの、現在とは違って局長通知であったため、法的拘束力を伴わないも

のであった。この保育所保育指針は、保育所保育の内容に踏み込んだ基準と、保育所保育の理念が示されるとともに、保育所は児童福祉施設であり、養護と教育が一体となって子どもを育成することが明記されていた。

### 5. 養成課程カリキュラム3回目の変更(1970年)

養成課程カリキュラムの3回目の見直しは、1970年9月に行われた。第二次ベビーブームを受け、乳児保育のニーズが急速に高まっていたため、乳児保育を担う保母の養成が急務となっていたことも、カリキュラム改正の背景の一つであった。そこで、昭和45年厚生省告示第352号(厚生省告示第328号第1次改正)「保母養成所教育課程」と昭和46年厚生省母子福祉課長通知「保母養成所の修業教科目の教授項目等について」(児福第3号)を受けて、次のようなカリキュラム改定が行われた。専門科目を、「福祉」「保育・体育」「心理」「保健」「保育内容」「基礎技能」の6系列に分類整理するとともに、保育士養成と幼稚園教諭養成を並行して行い、両方の免許・資格取得を容易にするため、総取得単位数を68単位以上へと削減した。専門科目心理系列には、甲類科目では、「児童心理学」が一部内容を切り離し4単位から2単位へと変更されたとともに、「教育心理学」が乙類から甲類へと変更され置かれた。また乙類科目は、「青年心理学」に加えて、「児童心理学」から分離した内容を「乳幼児心理学(演習2単位)」として新設するとともに、「臨床心理学(演習2単位)」が新設された(佐藤, 2008)。

### 6. 男性の保母資格取得への門戸開放(1977年)

その後1977年の児童福祉法の一部改正において、これまで女性のみであった保母資格について、男性も「保母に準ずるもの」として保母資格を得られるようになった。しかし、正式名称は「保母」のままであった。

### 7. 養成課程カリキュラム4回目の変更(1992年)

1990年に、児童福祉法の一部改正が行われ、保母の業務規程が設けられるとともに、保母は子どもを保育するだけでなく、保護者を支

援・指導するという、児童福祉職であることが明記された。同年、保育所保育指針が25年ぶりに改定された。この改定は、乳児保育や延長保育、夜間保育、障害児保育といった社会的ニーズや社会的な意識構造の変化と、福祉職としての位置付けに合わせた内容を取り入れたものであった。

この流れを受け、1991年5月に、平成3年厚生省告示第121号「改正保母養成所指定基準による保母養成教育課程」が示され、4回目の養成課程カリキュラム見直しが行われ、翌1992年4月に新カリキュラムが施行された。まず、一般教育科目、外国語及び体育を基礎科目とした。そして専門科目甲類を必修科目、専門科目乙類を選択必修科目とし、専門科目を「保育の本質・目的の理解に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法の理解に関する科目」「基礎技能」「保育実習」の5系列に分類整理した。心理学領域科目では、専門必修科目においては、「教育心理学」が据え置かれ、「児童心理学」は内容を見直して「発達心理学」とへと再編された。また選択必修科目については、養成校において柔軟な設定ができるようになされた。

## 8. 「保育士」への名称変更（1999年）と保育士資格の国家資格化（2001年）

1977年に男性の保母資格取得については門戸が開かれたものの、20年以上にわたり、名称は「保母」のままであった。しかし、1999年の男女共同参画社会基本法の制定と男女雇用機会均等法の大幅な改正を契機として、児童福祉法施行規則の改正が行われ、性別の区別のない「保育士」への改称が行われた。それとともに、同年、保育所保育指針が大きく改定された。この改定により、「子どもの人権尊重」と、「保育士は保育の専門性を持った者である」ことが指針に明記された。

そして、2001年の児童福祉法改正により、児童福祉施設で働く者の任用資格であった保育士資格が、名称独占の国家資格として規定された。

## 9. 養成課程カリキュラム5回目の変更（2002年）

保育士資格の国家資格化に合わせ、2001年5月には、平成13年厚生労働省告示第198号「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法」を受けて、5回目の養成課程カリキュラム見直しが行われ、翌2002年4月に新カリキュラムが施行された。これは前節で述べた1999年に改定された保育所保育指針に合わせたカリキュラムにすることに加え、児童をとりまく家庭や環境の変化に対応し、保育士の専門性の確保と、資質の向上を図るというねらいがあった。そこで、「基礎科目」(外国語、体育等)を「教養科目」へと名称変更し、必修科目として「総合演習」を新設するとともに、実習の機会を増やすため、保育実習が増設された。また、「家族援助論」が新設されるとともに、「障害児保育」が必修化された。

## 10. 保育所保育指針の告示（2008年）と養成課程カリキュラム6回目の変更（2011年）

2008年に保育所保育指針が改定されたが、この改定から厚生労働大臣の告示として定められたため、保育所保育指針が保育所保育における基準となるものとしての位置付けがなされた。そのため、2010年7月に平成22年厚生労働省告示第278号「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」(平成13年厚生労働省告示第198号の一部改正)を受けて、養成課程カリキュラムの6回目の変更が行われ、翌2011年4月に新カリキュラムが施行された。ここでは心理学領域科目の大幅な見直しが行われ、「発達心理学」の内容を主軸として「保育の心理学Ⅰ（講義2単位）」へ、「教育心理学」の内容を主軸として「保育の心理学Ⅱ（演習1単位）」へと再編成しなおされた。

## 11. 養成課程カリキュラム7回目の変更（2019年）

2017年には現在の保育所保育指針が告示され、2018年度から現行のものとして運用されている。この現行の保育所保育指針において特筆すべきは、保育所が幼児教育の場である

という位置付けがなされたこととともに、子どもの発達年齢に応じた保育のねらいと内容の明確化が行われたことである。

そこで、2018年4月に平成30年4月27日付け子発0427第3号厚生労働省子ども家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正についてにより、平成15年12月9日付け雇発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」が一部改正され、養成課程カリキュラムの6回目の見直しが行われた。翌2019年4月に新カリキュラムが施行され、2019年度養成課程入学生からは、新カリキュラムでの保育士養成が行われている。新カリキュラムにおける心理学領域科目は、「保育の心理学」「子ども家庭支援の心理学」「子どもの理解と援助」の3科目が新設された。この3科目は、前章でも述べた通り、「保育の心理学Ⅰ」「保育の心理学Ⅱ」「子どもの保健Ⅰ」「家庭支援論」の内容を再編成しなおし、なおかつ保育に関わる心理学の知見を体系的に学べるよう構成された。

以上のように、養成課程における心理学領域科目は、養成課程の学科目が定められた70年以上前から、保育において重要な科目であ

るとされてきた。その時代の保育に求められる専門性を充足できるよう、社会のニーズとともに名称だけでなく内容を見直され、体系化されてきた。これは、保育に関わる心理学的知見をただ学ぶのではなく、基礎的内容から演習科目へと展開できるよう体系化することによって、実践知を養えるように工夫されてきたといえよう。

#### Ⅳ. 科目「保育の心理学」「子ども家庭支援の心理学」「子どもの理解と援助」の関係性

現行のカリキュラムに設置された心理学領域科目は、主として「保育の心理学」「子ども家庭支援の心理学」「子どもの理解と援助」である。この3科目については、Ⅱ章において、どのように再編成が行われたのかについてすでに述べた。そのため本章では、3科目の目標を踏まえながら関係性を示すこととする。

講義科目「保育の心理学」は、養成課程初期の「児童心理学」やその再編成科目であった「発達心理学」「教育心理学」が基となっている、発達心理学の基礎的科目である。教科目の目標は、次の3つである。

- ・保育実践に関わる発達理論等の心理学的知識を踏まえ、発達を捉える視点について理解する。

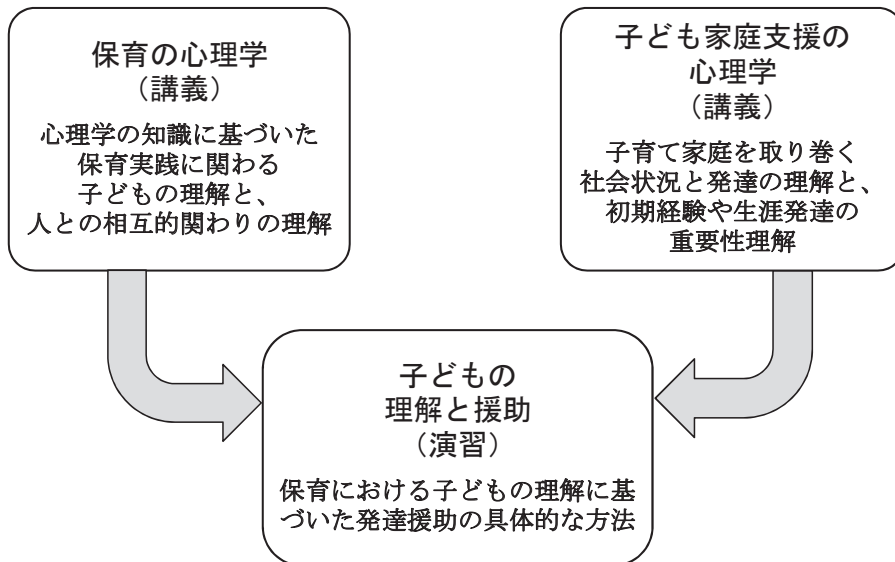


図2 心理学領域3教科目の関係性



- ・子どもの発達に関わる心理学の基礎を習得し、養護及び教育の一体性や発達に即した援助の基本となる子どもへの理解を深める。
- ・乳幼児期の子どもの学びの過程や特性について基礎的な知識を習得し、保育における人との相互的関わりや体験、環境の意義を理解する。

講義科目「子ども家庭支援の心理学」は、前カリキュラムにおける「保育の心理学Ⅰ」、「家庭支援論」、「子どもの保健Ⅰ」の内容を組み替えて設定された。生涯発達と初期経験の重要性だけでなく、家族関係の心理学及び精神保健の基礎的な内容も網羅している。教科目の目標は次の4つである。

- ・生涯発達に関する心理学の基礎的な知識を習得し、初期経験の重要性、発達課題等について理解する。
- ・家族・家庭の意義や機能を理解するとともに、親子関係や家族関係等について発達の観点から理解し、子どもとその家庭を包括的に捉える視点を習得する。
- ・子育て家庭をめぐる現代の社会的状況と課題について理解する。
- ・子どもの精神保健とその課題について理解する。

演習科目「子どもの理解と援助」は、演習科目として、前カリキュラムにおける「保育の心理学Ⅱ」の内容を軸にするとともに、新規内容を加え再構成された。成長発達の特徴を把握・理解した上で、子ども理解に基づく保育士の援助や態度の基本を身に付けることを目的としている。教科目の目標は次の4つである。

- ・保育実践において、実態に応じた子ども一人一人の心身の発達や学びを把握することの意義について理解する。
- ・子どもの体験や学びの過程において、子どもを理解する上での基本的な考え方を理解する。
- ・子どもを理解するための具体的な方法を理解する。
- ・子どもの理解に基づく保育士の援助や態度の基本について理解する。

この3科目について、教科目とその教授内容を見ただけでは関係性がつかみにくい。そこで、目標及び内容から検討した関係性を図2に図解する。

まず、子どもに関わる発達心理学の基礎的内容を理解するため、「保育の心理学」を受講する。「子ども家庭支援の心理学」受講の前には、「保育の心理学」の受講が望まれる。なぜなら、「保育の心理学」で発達心理学の基礎的内容を習得した上で、「子ども家庭支援の心理学」によって、初期経験の重要性や発達課題等について理解し、実践的な知識を深めるようになっているからである。「子ども家庭支援の心理学」を受講することで、さらに家族・家庭の意義や機能と、親子関係や家族関係を理解し、子どもとその家庭を包括的に捉える視点を習得する。そしてその2教科目で習得したことから発展させ、演習科目である「子どもの理解と援助」の学びにつなげる。「子どもの理解と援助」では、子ども理解に基づく保育士の援助や態度の基本を、具体的な事例等を通して学修する。この3教科目の学びが連続性をもって行われることで、保育士の専門性の一端が育成できると考えられる。

## V. 心理学領域科目が担うもの

保育士は、保育の専門家であることを社会から求められており、また児童福祉法第18条の4において、保育士は「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを生業とする」と定義づけられている。その保育士の専門性に対して、心理学領域科目の学修によって学生は何を得ることができるのだろうか。

現行の保育所保育指針解説には、保育士の専門性について、以下の6つが示されている（亀崎，2019；木村，2019）。

- (1) 発達援助の知識・技術
- (2) 生活援助の知識・技術
- (3) 環境構成の知識・技術
- (4) 遊びを豊かに展開する知識・技術
- (5) 関係構築の知識・技術
- (6) 保護者に対する相談・助言の知識・技術

これら6つの専門性に共通して言えることは、保育現場における実践知によるものが、専門性を高めやすい、ということであろうか。子ども、もしくは保護者とともにある日々の保育の中において、確かに学ぶべきことは限りなくあるといえる。しかし、それらの学びに気付き、知識として身に付けていくためには、保育や、保育の主体である子どもにも関わる基礎的な事柄を理解しておくことが、あくまでも前提となる。

一方で、保育士は保育所保育だけを担うのではなく、児童福祉施設における保育士としての職務を担う専門家でもある。そのため、乳幼児の保育の専門家であることにのみ主眼が置かれがちであるが、本来は18歳までの児童を対象とした保育及び子育て支援の専門家でなければならない。さらに、保護者や地域の子育てを支援するという専門性も持っていないなければならない。

保育は、子ども一人一人をしっかりと理解することで成立する。特に、子ども一人一人の心情・興味・関心とともに、発達の段階をていねいに理解し、支援を行っていかなければならない。前述の6つの保育士の専門性は、あくまでも保育所保育におけるものである。そのため、保育所保育だけでない広義の保育士に求められる専門性については、以下の3点に集約されると考えられる<sup>7)</sup>。

- (1) 理論的な専門性：保育の本質や目的
- (2) 実践的な専門性：保育の内容と技術・技能・方法
- (3) 環境的・関係的な専門性：保育の対象の理解

保育の本質や目的については、法律や指針、要領等で示されている。しかし、それらを表面的になぞるのではなく、どのような背景の元に成立し、示されてきたのかを踏まえた上で、保育の本質や目的を自分なりに解釈し理解することにより、理論的な専門性を身に付けることができると考えられる。

保育の内容について、どのように実践していくのかが「技術・技能・方法」であり、具体的なスキル向上を目指した学びは欠かすことはできない。新しい技術や方法論を取り入れ、具体的なスキルを身に付けることは、保育者としてのたくさんの引き出しを作ることにつながる。それは、単に技術が優れているとか、たくさん知っているとかいった表面的なことだけでなく、様々な状況に合わせた確な対応や判断ができることにつながると考えられる。

保育は適切な環境の下で行われるものであり、その環境には、物的環境だけでなく、人的環境ももちろん含まれる。保育の主体は子ども及びその保護者であるが、保育の対象には家庭や環境も含まれる。そのため子どもについての理解だけでなく、子どもを取り巻く家庭や社会といった環境まで見通し、関係を構築していくことが求められる。

さらに、社会変化に合わせ、保育も変化し、的確に対応していくことが求められる。そのために、多面的・重層的に保育をとらえ理解することで、柔軟な変化や対応ができるようになる。

これらの専門性を高めるために、心理学がどのように貢献できるのかについて、大神(2019)は、「養成課程における心理学教育としては、心理学の知識や理解だけでは不十分で、それらを保育の文脈のなかでどう活かせるかまでつなぐことが求められている」と指摘し、「心理学は、実践力につながる包括的知識の基盤として必要不可欠なものとして位置づけられる」とともに、「子ども、保護者、保育者自身(保育者の卵としての青年期の学生を含む)のそれぞれにアプローチが可能である」と述べている。保育の専門性は、定量的に測定される部分だけではなく、定性的に測定される部分が大きい。そのため、専門性向上のためのエビデンスが見えにくい。一方で、心理学は人と心を対象として科学的アプローチをもつ

7) 広義の保育士に求められる3つの専門性については、日隈(2020)において保育学生向けに解説している。

て検討を行い、エビデンスを見出そうとする。だからこそ、講義科目だけの学修にとどまらず、演習科目へと展開させ、具体的事例等を用いた実践的学修を養成課程の早い段階で行うことが有効となってくる。実際に現場で実践を行う前に、心理学領域科目を体系的に学修しておくことで、「保育の文脈内」において、的確に状況を理解し、判断し、対応できるスキルを育むことができる。保育は、保育者と保育の主体である子ども及び保護者との関係性によって成立する営みである。人と人との相互的な関係性が、保育の根幹をなしているのであれば、心理学は保育実践の中で、多様な視点と理解の深化をもたらす有効な手立てになる。また、保育者もしくは保育学生として、主観的に偏りがちな保育に対する認識を改めて考え直し、客観性をもたらすきっかけを提供してくれるツールとなりうるだろう。

## VI. おわりに

保育士の専門性を高めていくためにも、学修内容の体系化と教科目間の連携は不可欠である。養成課程での学びは、保育現場に集約されていくからこそ、保育全般を幅広く俯瞰できる視野を持ち、横断的な学びができるようにしていく必要がある。そのためには、養成課程における体系的かつ有機的なカリキュラムを編成し、学びの方向性と到達点を明確にして、学びの連続性を担保していかなければならない。心理学領域科目は、保育の本質である人と人との相互作用を理解するのに重要な学びを提供する。そのため心理学領域科目の学修は、養成課程における学びの基幹となるものであり、だからこそ講義から演習へと体系づけられた学びが不可欠である。そしてこの心理学領域の学びは、心理学領域科目にとどまらず他の養成課程科目へとつながり広がっていき、さらには実習での学び、そして保育現場での学びへと有機的につながり広がっていくことで、保育の専門性を深化していく働きをしていくことであろう。

## 引用文献

日隈 美代子 (2020). 保育者・教育者とは. 田

- 中 卓也・松村 齋・小島 千恵子 (編). 子どもとともに未来をデザインする保育者論・教育者論 (pp.10-15) わかば社
- 亀崎 美沙子 (2019). 保育の専門性を生かした子ども家庭支援とその意義. 『最新 保育士養成講座』総括編纂委員会 (編). 最新 保育士養成講座 第10巻 子ども家庭支援一家庭支援と子育て支援 (pp.20-24) 全国社会福祉協議会
- 木村 淳也 (2019). ソーシャルワークの専門基盤. 西尾 祐伍 (監修). 立花 直樹・安田 誠人・羽田 埜 英治 (編). 保育者の共同性を高める子ども家庭支援・子育て支援 (pp.22-27) 晃洋書房
- 厚生労働省 (2001). 児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法 Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82aa2460&data Type=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa2460&data Type=0&pageNo=1) (2020年9月2日)
- 厚生労働省 (2008). 保育所保育指針〈平成20年告示〉フレーベル館
- 厚生労働省 (2017). 保育所保育指針〈平成29年告示〉フレーベル館
- 厚生労働省 (2018). 保育所保育指針解説〈平成30年3月〉フレーベル館
- 厚生労働省保育士養成課程等検討会 (2017a). 保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～ (検討の整理) Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/houkokusyo\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/houkokusyo_1.pdf) (2020年9月2日)
- 厚生労働省保育士養成課程等検討会 (2017b). 保育士養成課程等の見直しについて (検討の整理) (概要) Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/gaiyou\\_3.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/gaiyou_3.pdf) (2020年9月2日)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2009). 第1回保育士養成課程等検討会 資料4 保育士養成課程見直しの経緯 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/11/dl/s1116-7d.pdf> (2020年9月2日)

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2018). 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について Retrieved from [http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/30-2s1.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-2s1.pdf) (2020年9月2日)
- 厚生省 (1999). 保育所保育指針〈平成12年度施行版〉 Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta9192&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9192&dataType=1&pageNo=1) (2020年9月2日)
- 厚生省母子福祉課 (1971). 保母養成所の修業教科目の教授項目等について Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta1680&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1680&dataType=1&pageNo=1) (2020年9月2日)
- 厚生省児童家庭局 (1965). 保育所保育指針 日本保育協会
- 待井 和江 (1980). 保母の専門職化と保育者養成 社会問題研究, 30, 117-148.
- 森合 真一 (2014). 保育政策の歴史的展開と保育士養成 近畿大学豊岡短期大学論集, 11, 1-9.
- 岡本 和子・矢藤 誠慈郎・諏訪 英広・光本 弥生 (2003). 保育者養成の再検討Ⅲ—保育士養成課程のカリキュラム改正と保育士の専門性— 岡山県立大学短期大学部研究紀要, 10, 93-105.
- 大神 優子 (2019). 保育者養成校における心理学教育の役割 心理学ワールド, 85, 9-12.
- 佐藤 信雄 (2007). 保育制度と保育者養成課程の変遷について: 保育者養成課程における『心理学』の役割を中心に I 北海道文教大学研究紀要, 31, 23-32.
- 佐藤 信雄 (2008). 保育制度と保育者養成課程の変遷について: 保育者養成課程における『心理学』の役割を中心に II 北海道文教大学研究紀要, 32, 57-71.
- 立浪 澄子 (2016). わが国における保育者養成制度の歴史. 日本保育学会 (編). 保育学講座 第4巻 保育者を生きる—専門性と養成 (pp.189-208) 東京大学出版会
- 余公 敏子 (2011). 保育所保育指針の変遷と保育課程に関する考察 飛梅論集, 11, 41-57.